

北秋田市告示第121号

スポーツ大会出場費補助金交付要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月20日

北秋田市長 津 谷 永 光

スポーツ大会出場費補助金交付要領の一部を改正する告示

スポーツ大会出場費補助金交付要領（令和6年4月1日決裁）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

（9） 前各号に掲げるもののほか、全国規模で組織された団体が主催し、又は共催する大会で市長が認めたもの

別表中「北秋田市職員等の旅費に関する条例第12条」を「北秋田市職員等の旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第40号）第9条」に改める。

附 則

この告示は、令和8年8月20日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(資料) スポーツ大会出場費補助金交付要領の一部を改正する決裁 新旧対照表

改正後		改正前	
(補助金の交付対象)		(補助金の交付対象)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
2 前項の大会については、次の団体が主催し、又は共催する大会に限るものとする。		2 前項の大会については、次の団体が主催し、又は共催する大会に限るものとする。	
(1)～(8) (略)		(1)～(8) (略)	
(9) <u>前各号に掲げるもののほか、全国規模で組織された団体が主催し、又は共催する大会で市長が認めたもの</u>			
3・4 (略)		3・4 (略)	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
対象経費	算定基準	対象経費	算定基準
参加費	大会要項等で定められている額とする。	参加費	大会要項等で定められている額とする。
交通費	申請者の拠点地の最寄り駅を出発地とし、 <u>北秋田市職員等の旅費に関する条例(平成17年北秋田市条例第40号)第9条の規定に準じて算出した目的地までの鉄道賃とする。ただし、鉄道での算定が困難な場合は、最も経済的な通常の経路及び方法により算定するものとする。</u>	交通費	申請者の拠点地の最寄り駅を出発地とし、 <u>北秋田市職員等の旅費に関する条例第12条</u> の規定に準じて算出した目的地までの鉄道賃とする。ただし、鉄道での算定が困難な場合は、最も経済的な通常の経路及び方法により算定するものとする。
宿泊費	県外開催の大会における競技(試合)前日からの宿泊に係る経費とし、対象とする宿泊数は3泊までとする。	宿泊費	県外開催の大会における競技(試合)前日からの宿泊に係る経費とし、対象とする宿泊数は3泊までとする。